◎学校教育法及び国立大学法人法の一

部を改正する法律

(平成二六年六月二七日法律第八八号)

一、 提案理由 (頁会)

提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。 | ○下村国務大臣 このたび政府から提出いたしました学校教育

等の改革を行っていくことが重要であります。 、大学運営における権限と責任の一致、学長選考の透明化放、学長のリーダーシップのもとで戦略的に大学を運営できるは、学長のリーダーシップのもとで戦略的に大学を運営できるは、学長のリーダーシップのもとで戦略的に大学を運営できるが、大学は国力の源泉であり、各大学が人材育成、イノベーショ

会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長の選考に係る制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授この法律案は、このような観点から、大学の組織及び運営体

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。 規定の整備を行うなどの必要な措置を講ずるものであります。

関する事項について審議するとともに、学長等の求めに応じ意展が決定を行うに当たり意見を述べること、また、教育研究に展する重要な事項で学長が必要と認めるものについて学をが決定を行うに当たります。

見を述べることができることとしております。

国立大学法人は、その基準及び選考結果等を公表しなければな定める基準により行わなければならないこととするとともに、第三に、国立大学法人の学長選考について、学長選考会議が

第四に、国立大学法人の経営協議会の学外委員を過半数とすらないこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でありまこのほか、所要の規定の整備を行うこととしております。ることとしております。

お願いいたします。 何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますよう

二、衆議院文部科学委員長報告(平成二六年六月一〇日)

て、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し○小渕優子君(ただいま議題となりました法律案につきまし

上げます。

を図るための措置を講ずるものであります。の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等がバナンス改革を促進するため、副学長、教授会等の職や組織がバナンス改革を促進するため、副学長、教授会等の職や組織

疑の後、本委員会に付託されました。本案は、去る五月二十二日、本会議における趣旨説明及び質

から意見を聴取いたしました。 案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、六月四日には参考人本委員会においては、翌二十三日、下村文部科学大臣から提

ります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。れ、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。 及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決さい。質疑終局後、討論、採決の結果、修正案を終局いたしました。質疑終局後、討論、採決の結果、修正案を終びみんなの党の四派共同提案による修正案が提出され、趣会及びみんなの党の四派共同提案による修正案が提出され、趣会及びみんなの党の四派共同提案による修正案が提出され、趣会及びみんなの党の四派共同提案による修正案が提出され、趣会及びみんなの党の四派共同提案による。

以上、御報告申し上げます。

○笠委員 ただいま議題となりました修正案について、提出者○委員会修正の提案理由(平成二六年六月六日)

を代表いたしまして、その趣旨及び内容の概要を御説明いたし

や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透の構築が不可欠であるという観点から、副学長や教授会等の職ていくため、学長のリーダーシップの確立等のガバナンス体制政府提出法律案は、各大学が教育研究機能を最大限に発揮し

明化等を図るものであり、一定の評価はできるものと考えてお

に限定しております。

に限定しております。

に限定しております。

にのいては、学長が意見を聞くことが必要であると認めるものについては、学長が意見を聞くことが必要であると認めるものと「学位の授与」の二項目のみを明記しており、その他の事項と「学位の授与」の二項目のみを明記しており、その他の事項といる。

を聞きながら行うことが望ましいと考えるものであります。学等を考慮し、学長が大学運営を行うに際しては、教授会の意見関であることや、これまで大学の教育研究に果たしてきた役割教授会が専門的知見を持った教員によって構成される審議機

見が聞かれることになるのか、懸念があります。 成等、大学の教育研究において重要な事項について教授会の意 長が必要であると認めるものとすると、例えば、教育課程の編

事項を学長があらかじめ定めることといたしました。 学位の授与のほかに、学長が教授会に意見を聞くことが必要な め定めることにより、教授会としっかり協力しながら大学運営 査等が入ることが想定されますが、そのような事項をあらかじ これらの事項には教育課程の編成や教員の教育研究業績の審 そこで、本修正案では、学生の入学、卒業及び課程の修了と

以上が、修正案の趣旨及び内容の概要でございます。 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

を行うことができると考えます。

○附帯決議(平成二六年六月六日

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について

特段の配慮をすべきである。 まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップによ 憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏

教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによっ り全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、 大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授 など各大学の実態に即した改革がなされるよう配慮すること。 学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、 私立大学の自主性・自律性・多様性、 学問分野や経営規模

会の意見を聴いて参酌するよう努めること。 国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当

たっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長

ができるよう、万全を期すこと。 による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果たすこと

Ħ. 学長の業務執行状況のチェック機能を確保すること。

六 教育の機会均等を保障するため、国立大学の配置は全国的

に均衡のとれた配置を維持すること。

の予算拡充に努めること。 D諸国中最低水準であることに配慮し、 高等教育に係る全体 国のGDPに比した高等教育への公的財政支出は、 O E C

○丸山和也君 ただいま議題となりました両法律案につきまし 三、参議院文教科学委員長報告(平成二六年六月二〇日) て、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上

げます。 まず、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立案は、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

なお、衆議院におきまして、学長が決定を行うに当たり教授を講じようとするものであります。

大学法人の学長の選考に係る規定の整備を行う等の必要な措置

委員会におきましては、学長に対するチェック機能強化の必らかじめ定めることとする修正が行われました。ほか、学長が教授会に意見を聴くことが必要な事項を学長があ会が意見を述べる事項について、学生の入学や学位の授与等の

して田村委員より反対の意見が述べられました。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表したが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。大学の国際競争力向上のための方策等について質疑が行われま要性、大学における教授会の役割、大学の自治に対する認識、

おり可決すべきものと決定いたししました。 討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案ど

以上、御報告申し上げます。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

○附帯決議(平成二六年六月一九日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について

教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授一、学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が特段の配慮をすべきである。

二、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏会の意見を聴いて参酌するよう努めること。

教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによっり全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップによ

、学長選考会議よ、学長選考基準こついて、学为外の多様な、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。

意見こ記載しよがら、日本生と寺って崔邑すること。三、学長選考会議は、学長選考基準について、学内外の多様な

四、監事の監査、学長選考組織による選考後の業務評価等学長意見に配慮しながら、主体性を持って策定すること。

五、国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当の業務執行状況のチェック機能を確保すること。

による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果たすことたっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長

ができるよう、万全を期すこと。

正が円滑に行われるよう、説明会の開催等関係者に改正の趣六、本法施行を受け、各大学等の学内規則の見直しと必要な改

旨について周知に努めること。

七、私立大学の自主性・自律性・多様性、学問分野や経営規模七、私立大学の実態に即した改革がなされるよう配慮すること。 行われ、若手研究者等の意欲を高める雇用形態が整備されるよう、その環境の整備に努めること。 よう、その環境の整備に努めること。

算の拡充に努めること。

D諸国中、最低水準であることに留意し、高等教育に係る予九、国のGDPに比した高等教育への公的財政支出は、OEC

右決議する。